

7月下旬に郵送しますので記載事項の確認を

国民健康保険と後期高齢者医療制度の新保険証を送付します

国民健康保険

新保険証を世帯主に送付します

8月1日(休)から使用する新しい保険証(ピンク色)を、7月下旬に世帯主あてに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月12日(金)までにご連絡ください。

また、保険証などを住所と別の場所へ送付を希望する場合は、「送付先変更届」の提出が必要です。本人確認書類(運転免許証など)と印鑑を持参の上、7月12日(金)までに窓口で手続きをしてください。

新保険証【ピンク色】

| | | |
|------------------------|---------------|---------|
| 新潟県 国民健康保険 被保険者証 | 有効期限 | |
| | 記号 | 番号 |
| 氏名 | 鮭野 酒太郎 | 性別 男 |
| 生年月日 | 昭和40年4月1日 | |
| 世帯主氏名 | 鮭野 茶太郎 | |
| 住所 | 新潟県村上市三之町1番1号 | |
| 適用開始年月日 | | |
| 交付年月日 | | |
| 保険者番号 | 150128 | 新潟県 |
| 交付者名 | 村上市 | |

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けることができる認定証です。あらかじめ認定証の交付を申請し、認定証を医療機関に提示すれば、同一医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。

申請した月の1日から有効の認定証を発行します。8月に限度額の適用を受けたい人は8月中に申請を行ってください。

【70歳未満の人】入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】住民税非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。また、現役並み所得者のうち課税所得が「145万円以上690万円未満」の場合、「限度額適用認定証」が交付されます。

後期高齢者医療制度

新保険証を送付します

8月1日(休)から使用する新しい保険証(空色)を、7月下旬に被保険者ごとに郵送します。(申請は必要ありません)

8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月12日(金)までにご連絡ください

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」は別に郵送します

住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(緑色)または現役並所得世帯で区分Ⅰ・Ⅱの「限度額適用認定証」(薄オレンジ色)の交付を受けていて、8月以降も交付対象となる人には、8月1日から使用できる新しい認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。

新保険証【空色】

| | | |
|-------------------|---------------|----------------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | | |
| 有効期限 | 令和2年7月31日 | |
| 交付年月日 | 令和元年8月1日 | |
| 被保険者番号 | 12345678 | |
| 住所 | 新潟市中央区新光町4番地1 | |
| 氏名 | 広域 花子 | 女 |
| 生年月日 | 昭和8年4月1日 | |
| 資格取得年月日 | 平成20年4月1日 | |
| 発効日 | 平成20年4月1日 | |
| 一部負担金の割合 | 1割 | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 39150008 | 新潟県後期高齢者医療広域連合 |

●問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111 (内線2411~2413)